

1 基本理念

2022年(令和4年)3月に策定した「奈良市第5次総合計画 未来ビジョン2031(以下、未来ビジョン)」では、2031年度(令和13年度)を目標年度として、奈良市の現況や本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今後10年間で市民と行政がともに目指す市の将来像を共有することを目的として、10年後のまちの姿とその実現に向けた具体的なまちの方向性を示した内容となっています。

そのような中で、本市の将来像は『わたし』からはじめる『わたしたち』のまち奈良を掲げ、ひとりひとりが「わたし」の人生をつくっていくように、「わたしたち」自身が主役となって、夢や希望にあふれる未来をつくっていけるまちを目指しています。

この将来像の実現に向け、高齢者福祉分野では、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制づくりをすすめています。

本市においては、本計画期間中の2025年(令和7年)に団塊の世代が75歳以上になり、特に支援が必要な後期高齢者の増加が見込まれている一方で、2040年(令和22年)には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、支援が必要な人々を地域にある人や資源を活用していく仕組みづくりが益々重要となってきます。

このようなことから、第8期の方針を継承しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを深化・推進するため、第9期計画の基本理念を「住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせる安心と地域共生のまち『奈良』をめざして」とし、第8期計画を引き継ぐものとします。

【 基 本 理 念 】

**住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせる
安心と地域共生のまち『奈良』をめざして**

この基本理念に基づき、「住み慣れた地域で自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまち」「住み慣れた地域での支えあいの中でふれあい豊かに暮らせるまち」「住み慣れた地域で医療や介護など連携が図れた安心して暮らせるまち」「地域の人がお互いに支えあい助けあう地域共生のまち」をめざします。

住み慣れた地域で自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまち

加齢に伴う心身機能、生活機能の低下を予防し、介護が必要な状態にならないよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組んでいます。

また、高齢者が自身の経験と知識を生かしながら、地域において様々な貢献活動に参加したり、多様な年代の人と世代間交流を図ったりするなど、地域とのつながりを保ちながら、自らの居場所を見つけ、自分らしくいきいきと暮らしています。

住み慣れた地域での支えあいの中でふれあい豊かに暮らせるまち

地域における住民どうしの助けあいや支えあいのもと、高齢者が様々な場に参加する機会を通じて交流でき、医療、介護などの関係機関や団体が連携した包括的な支援のためのネットワークづくりが進み、高齢者を含む市民みんながふれあい豊かに暮らしています。

住み慣れた地域で医療や介護など連携が図れた安心して暮らせるまち

ひとり暮らしになったり認知症や介護が必要な状態になったりしても、必要なサービスが適切に利用できるよう、介護保険制度が安定的に運営されています。また、重度や終末期においても、保健、医療、介護サービスの充実が図られ、個人の尊厳が守られながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしています。

地域の人がお互いに支えあい助けあう地域共生のまち

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

高齢・障がい・子ども・生活困窮等の複合化・複雑化した地域課題に対して、分野横断的な課題の解決に対する重層的な支援体制が求められています。

2 推進施策

推進施策1 生涯を通じた健康・生きがいづくり

国民健康保険の特定健診など医療保険との連携を強化し、生活習慣病予防を促進し、介護予防事業を推進します。また、高齢者の心身機能の低下やフレイルの早期発見と早期介入を支援する仕組みを整備します。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するとともに、身近なサロン活動や交流機会を増やし、地域における介護予防の機会を充実します。

高齢者が社会の各分野で持つ知識と経験を活かし、生きがいを見出すためのきっかけづくりに取り組みます。

推進施策2 地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくり

地域での支え合いを促進し、支援を必要とする人を適切な支援につなげる仕組みの強化やボランティア活動や社会参加を促進する施策を積極的に推進します。

また、地域包括ケアシステムの推進に向け、介護と医療の連携を一層強化するとともに、気軽に相談できる場の提供や認知症の患者とその家族に寄り添った相談支援など重層的、包括的な支援体制を構築します。

推進施策3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

高齢者虐待を防止するため、事業所における従業員への研修を強化し、市民や介護関係者への虐待防止の啓発を推進します。また、相談体制の強化と関係機関とのネットワークの構築を図ります。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、認知症等で判断能力が不十分な高齢者を支援するための包括的な体制を整備するとともに、虐待の早期発見、迅速に対応するため、関連機関の連携体制を強化します。

推進施策4 適切な介護サービスの提供と質の向上

団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降、介護サービスの需要の増加が見込まれ、高齢者が住み慣れた地域で健康的な生活を送るために、介護保険制度の持続可能性を考慮しつつ、適切な介護サービスの提供と質の向上が求められます。そのため、介護人材の確保とともに、従業員のスキルの向上のための研修の実施、ICTを活用した業務の効率化等の取り組みを支援します。

3 推進施策にあたっての基本的な視点

(1) 多様なサービス資源の充実

高齢者が生活するうえで、必要な支援を提供するためには、多様な担い手による生活支援サービスや介護サービス、地域密着型サービス、地域支援事業の充実が必要です。特に、すべての高齢者を対象とした、介護予防の充実に取り組みます。

(2) 地域づくりと、高齢者の地域参加の促進

高齢者が地域において様々な形で社会参加し、市民主体の支援活動の担い手として活動するとともに、互いに信頼して助けあえる人間関係を育むことなどを通じて、健康で暮らしていける地域づくりを推進します。

(3) 包括的な支援体制づくり

福祉・医療・介護などの関係機関の連携を強化し、地域の高齢者を包括的・継続的にケアしていくネットワークの確立と強化を通じて、高齢者だけでなく、障害のある方や子どもなど、誰もが生まれ育った地域で安心して暮らすことができる包括的な支援体制の構築をめざします。

4 施策体系

[基本理念]

[推進施策]

[施策の方向性]

